

# 省工 本基準適合義務化

について



開始時刻までしばらくお待ちください。

吉野石膏グループ



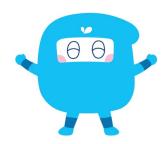
旭ファイバーグラス株式会社



### 断熱推奨仕様のご提案

水準		【新】 断熱等性能等級5	HEAT20 G1	HEAT20 G2	
天井		アクリアマット 14K155mm	アクリアR57 20K200mm	アクリアマット 14K155mm×2層	
壁		アクリアネクスト 14K105mm	アクリアネクストα 20K105mm	アクリアウール <i>α</i> 36K105mm	
床		アクリアUボードピンレスS 20K90mm	アクリアUボードピンレスS 20K90mm	アクリアUボードピンレス $lpha$ 36K105mm	
玄関土間 外気側		_	_	_	
基礎立上り	床下側	_	_	_	
浴室土間	外気側	R:1.7	R:1.7	R:1.7	
基礎立上り	床下側	R:1.7	R:1.7	R:1.7	
開口部(窓)	U値	2.33	2.33	1.6	
開口部(ドア)	U値	2.33	2.33	1.6	
外皮平均熱 U <sub>A</sub> 値		0.59	0.56	0.46	
平均日射熱 η Acfi		2.5	2.4	1.9	
外皮UA	基準	0.6	0.56	0.46	

# 省エネ基準の適合義務化





### パリ協定を踏まえた地球温暖化対策

- 2015年7月、2030年度に2013年度比で温室効果ガスを 26.0%減目標を位置付けた「日本の約束草案」を地球温暖 化対策推進本部において決定、国連気候変動枠組条約事 務局に提出。
- 2015年12月、COP21 (気候変動枠組条約 第21回締約 国会議)において、全ての国が参加する2020年以降の温 室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとして、パ リ協定を採択。
- パリ協定を踏まえ、「日本の約束草案」で示した中期目標 (2030年度削減目標)の達成に向けて、地球温暖化対策 計画を策定(2016年5月13日閣議決定)。

#### エネルギー起源CO2の各部門の排出量の目安

			2013年度 実績	2030年度 目安	削減率
全	体		1,235	927	▲25%
	産	業部門	429	401	<b>▲</b> 7%
	住	宅·建築物分野	480	290	<b>▲40</b> %
		業務その他部門	279	168	<b>▲</b> 40%
		家庭部門	201	122	▲39%
	運	輸部門	225	163	▲28%
	ΙŻ	ルギー転換部門	101	73	▲28%

※ 温室効果ガスには、上記エネルギー起源CO2のほかに、非エネルギー起 源CO2、一酸化二窒素、メタン等があり、これらを含めた温室効果ガス全 体の削減目標が▲26.0%

#### パリ協定採択までの経緯と今後のスケジュール

2020年以降の 新たな枠組みの議論 (特別作業部会) 約束草案の提出

適応計画の提出

パリ協定発効に向けた準備 (特別作業部会)

2016年

パリ協定の発効

パリ協定の実施に向けて 詳細なルールを議論

署名式典にて署名

2020年

2021年4月22日に2030年度の 温室効果ガスを2013年度と比べ て46%削減するという目標を発表

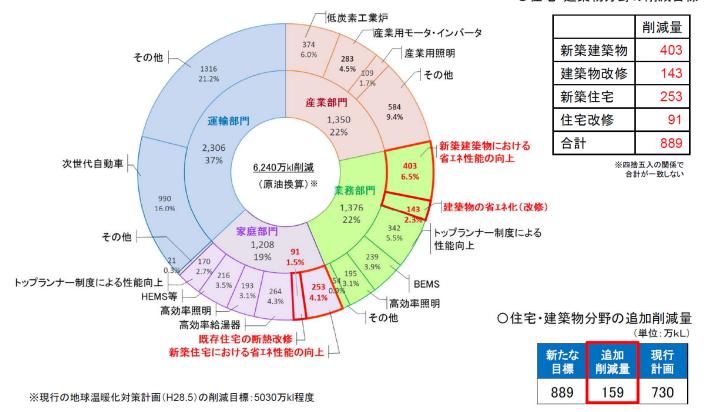
世界総排出量の55%以上の排出量を 占める55カ国以上の締約国が協定を 締結した日の後30日目に効力を生じる 2016年11月4日発効

国土交通省より FIBER・GLASS 旭ファイバーグラス



### 新たな地球温暖化対策計画(案)における削減目標

#### ○住宅・建築物分野の削減目標



出典:2030年度におけるエネルギー需給の見通し(R3.9)(資源エネルギー庁)より作成

FIBER + GLASS 旭ファイバーグラス

6



### 省エネ関連基準の今後

(参考)脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方に関するロードマップ(2021.8) <u>国交省・経産省・環境省</u> 2021年度 2022年度 2023年度 2024年度 2025年度 2026年度 2027年度 2028年度 2029年度 支援措置における省エネ基準適合要件化 省エネ基準適合義務化 (警告) 国、地方自治体等公的な主体による率先した取組(ZEHの標準化)/補助要件等の見直し 誘導基準を正比べか(強化外皮基準 & BEI=0.8)に引上げ 低炭素維素物、長期機良住中の設定基準を正計してル(強化外皮基準 & BEI=0.8)に引上げ 住中性無限系列数において正比べいしよしか多段間から報名を定性無限手級&一次エネルギー消費量等級) 誘導基準等 PCI-00 見直し 住宅TR制度の対象(注文戸建、 建売戸建、賃貸アバート) 住宅TR制度に分譲マンション(BEI=0.9)を追加 住宅TR基準をZELレベル(強化外皮基準&BE=0.8)に引上げ 注文戸建住宅はBEI=0.75 高古社での危勢・発手的な意味情報長長万法 の機能 ZEH等の住宅に対する機助による支援 ZEH等の住宅に対する融資、税制による支援 な表示情報提供方法
新築の分譲・賃貸住宅に係る省エネ性能表示の施行(既存については試行) ZEH+、LCCM住宅に対する補助による支援/低層共同住宅への展開等 は空に対する情別による文文、治信夫の社で・ハの原則等 国や効力自分体ではおりる記号は、基づ文表行指導を活用した計画的な省エネ改修の実施 地方公共団体と連携した効率的かつ効果的な省エネ改修の促進 の報酬性のないストック: 前間で終え合わせた省エネ改修、省エ本性能の確保された住宅への建替えを誘導 必需量性のないストック: 前間である新記を終や物が重要をある大少・2時間に加る新記を分析進。 改修前後の合理的・効果的な省エネ性能の把握方法や評価技術の開発 消費者が安心して省エネ改修を相談・依頼できる仕組みの充実・周知 支援措置における省エネ基準適合要件化 中:適合義務(2021年度~) 義務基準を引上げ(BEI=0.8程度) 継続的に見直し 個務基準を引上げ(BEI=0.8程度)
国、地方自治体等公的な主体による率をした数据(ZEBの標準化)/補助委件等の見直し/官庁施設整備に適用する基準類の見直し 誘導基準等をZEBいべん用急によいBEI=0.6又は0.7)に引上げ 低炭素強薬物の設定基準をZEBいべん(同上)に引上げ 国際国際的心部の本学が生活性の提供力 ある機能 建築物 前助による支援、認知度向上のための情報提供 ドラルの実現 先導的な取組に対する補助による支援 → LCCM建築物への展開 地方公共団体と連携した効率的かつ効果的な省エネ改修の促進 改修前後の合理的・効果的な省エネ性能の把握方法や評価技術の開発 国、地方自治体等公的な主体による率先した取組(新築における設置標準化。 関係省庁・関係業界が連携し、各主体が設置の適否を検討・判断できるよう、適切な情報発信・周知 脱炭素先行地域における取組の展開/制度的な対応のあり方も含め必要な対応を検討 再生可能 太陽光発電設備等に係る技術開発/蓄電池も含めた規格化や低コスト化 エネルキー 導入推進 低炭素建築物の認定基準の見直し(ZEH・ZEBの要件化) 太陽光発電設備の後載せやメンテナンス・交換に対する新築時からの備えのあり方の検討・周知普及 PPAモデルの定第に向けた取組 太陽熱利用設備等の利用拡大の検討/報ストープやペレットストープの規格化/複数様の住宅・建築物による電気・熱エネルギーの面的な利用・融通等の取組の促進の検討 建模 材器 機器・建材TR制度の強化(基準見直し)、表示制度の見直し 機器・建材TR制度を通じた高性能の機器・建材の普及とコスト低減 中小工務店等の技術力向上を支援(実地訓練含む)
基準の際素の理化

\*\*Zalleniamona Real

\*\*Real

\*\*Rea 住宅・建築物の省エネ性能等のデータ整備、施行状況の継続的なフォローアップ

⇒ 基準の見直しに向けて検討 整体側 公共建築物の木造化・木質化の推進 非住宅建築物や中高層住宅の木造化に対する支援/省エネ性能の高い木造住宅等の整備に対する支援



### 住宅に係る省エネ対策等の強化の進め方【抜粋】

2022年 ▶ 住宅性能表示制度における多段階の上位等級の運用

▶建築物省エネ法に基づく誘導基準の引き上げ

BEI=0.8及び強化外皮基準

➤ エコまち法に基づく低炭素建築物の認定基準の見直し 省エネ性能の引き上げ、再エネ導入によるZEHの要件化

▶脱炭素先行地域の取組に対する支援

2023年 ▶フラット35における省エネ基準適合要件化(等級2⇒等級4相当)

▶分譲マンションに係る住宅トップランナー基準の設定(目標2025年度)

BEI=0.9程度及び省エネ基準の外皮基準

2024年 テ新築住宅の販売・賃貸時における省エネ性能表示の施行

2025年 全住宅の省エネ基準への適合義務化

▶住宅トップランナー基準の見直し(目標2027年度)

BEI=0.8程度及び強化外皮基準(注文住宅以外のトップランナー)

BEI=0.75及び強化外皮基準(注文住宅トップランナー)

遅くとも ▶誘導基準への適 2030年 **ZEH基準 (B** 

▶誘導基準への適合率が8割を超えた時点で省エネ基準を

ZEH基準(BEI=0.8及び強化外皮基準)に引き上げ・適合義務付け

▶あわせて2022年に引き上げた**誘導基準等の更なる引き上げ** 

> 新築戸建住宅の60%に太陽光発電設備が設置

FIBER + GLASS 旭ファイバーグラス



### 各断熱水準

以に表わっし、往	地域区分			外皮平均熱貫流率U <sub>A</sub> 値 [W/(㎡·K)]				[m๋·K)]
断熱水準	1 2		3	4	5	6	7	8
省エネ基準	0.46		0.56	0.75	0.87			設定 なし
ZEH <強化外皮基準>	0.4		0.5	0.6				
ZEH+<選択要件>	0.3			0.4 0		.5		
HEAT20 G1	0.34		0.38	0.46	0.48 0.56		56	-
HEAT20 G2	0.28			0.34		0.46		-
HEAT20 G3		0.20		0.23		0.	26	-



制

措

置

### 改正建築物省エネ法の概要

#### 規 ● 適合義務制度

法公布後 2年以内施行

内容 新築時等における省エネ基準への適合義務

基準適合について、所管行政庁又は登録省エネ判定機関の**省エネ適合性判定を受ける必要** 

※ 省エネ基準への適合が確認できない場合、 着工・開業ができない

対象 2,000m<sup>2</sup>以上の非住宅建築物

⇒ 対象を300m<sup>2</sup>以上の非住宅建築物に拡大

● 説明義務制度 (新規創設)

法公布後 2年以内施行

内容 設計の際に、建築士から建築主に対して、 省エネ基準への適否等の説明を行う義務

対象 300m<sup>2</sup>未満の住宅・建築物

### ■届出義務制度内容 新築時等にある

内容 新築時等における所管行政庁への省工ネ計画の<u>届出</u> 義務 (不適合の場合、必要に応じ、所管行政庁が指示・命令)

⇒住宅性能評価やBELS等の取得により、届出期限を着 工の21日前から3日前に短縮

⇒あわせて、指示・命令等の実施を強化

**対象 300m**<sup>2</sup>以上の住宅 ※R3年3月までは300㎡以上の非住宅も対象

#### ●住宅トップランナー制度

内容 住宅トップランナー基準 (省エネ基準よりも高い水準) を定め、省エネ性能の向上を誘導(必要に応じ、大臣が 勧告・命令・公表)

対象 分譲戸建住宅を年間150戸以上供給する事業者 注文戸建住宅を年間300戸以上供給する事業者 賃貸アパートを年間1,000戸以上供給する事業者

#### 誘

道

措

置

#### ●容積率特例に係る認定制度

誘導基準に適合すること等についての所管行政庁の認定により、容積率の特例\*を受けることが可能

⇒対象に複数の建築物の連携による取組を追加

※ 省工ネ性能向上のための設備について通常の建築物の床面積を超える部分を不算入(10%を上限)

#### ●省エネ性能に係る表示制度

基準適合認定制度(省工ネ基準に適合することについて所管行政 庁の認定を受けると、その旨を表示することが可能)

BELS (建築物省エネルギー性能表示制度、登録省エネ判定機関等による評価を受けると、省エネ性能に応じて5段階の★で表示することが可能)

FIBER - GLASS 旭ファイバーグラス

10



### 改正建築物省エネ法の概要

#### <2021年4月1日正式施行>

			_	\ZUZI <del>#</del>	4万1口止攻()吧1)/
	現行	制度		改正	E法
	建築物	住宅		建築物	住宅
大規模 (2,000m <sup>2</sup> 以上)	特定建築物 適合義務 【建築確認手続きに連動】	届出義務 【基準に適合せず、	<b>→</b>	特定建築物 適合義務 【建築確認手続きに連動】	届出義務 【基準に適合せず、 必要と認める場合、 指示・命令等】
中規模 (300m²以上 2,000m²未満)	届出義務 【基準に適合せず、 必要と認める場合、 指示・命令等】	必要と認める場合、 指示・命令等】	•	<u>適合義務</u> 【建築確認手続きに連動】	<mark>所管行政庁の審査手続 を合理化</mark> ⇒監督(指示・命令等) の実施に重点化
小規模 (300m²未満)	努力義務 【省エネ性能向上】	努力義務 【省エネ性能向上】 トップランナー制度※ 【トップランナー基準適合】 対象住宅 「持家」建売戸建	<b>→</b>	努力義務 【 <u>省エネ基準適合</u> 】 + 建築士から建築主への 説明義務	努力義務 【省エネ基準適合】  + 建築士から建築主への 説明義務  トップランナー制度* 【トップランナー基準適合】 対象の拡大 対象住宅  持家 建売戸建 資家 賃貸アパート

※大手住宅事業者について、トップランナー基準への適合状況が不十分であるなど、省エネ性能の向上を相当程度行う必要があると認める場合、国土交通大臣の勧告・命令等の対象とする。

経済産業省HPより



### 省エネ基準の概要

○ 省エネ基準とは、建築物の備えるべき省エネ性能の確保のために必要な建築物の構造及び設備に関する基準であり、一次エネルギー消費量基準と外皮基準からなる。

#### 一次エネルギー消費量基準 (住宅・建築物ともに適用)

ー次エネルギー消費量が基準値以下となること。

#### ※「一次エネルギー消費量」

- = 空調エネルギー消費量 + 換気エネルギー消費量
  - + 照明エネルギー消費量 + 給湯エネルギー消費量
  - + 昇降機エネルギー消費量
  - + その他エネルギー消費量 (OA機器等)
  - 太陽光発電設備等による創工ネ量

#### 外皮基準 (住宅のみに適用)

外皮(外壁、窓等)の表面積あたりの熱の損失量(外 皮平均熱貫流率等)が基準値以下となること。

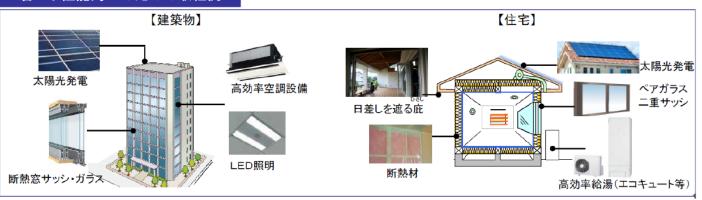
<外皮を通した熱損失のイメージ>

※「外皮平均熱貫流率」

=総熱損失量 / 外皮表面積



#### 省エネ性能向上のための取組例



FIBER + GLASS 旭ファイバーグラス



### 説明義務制度の対象

#### 1. 対象範囲

床面積(開放性を有する部分を除く)の合計が300m2未満の建築物(住宅、 非住宅建築物及び複合建築物のいずれも対象)の新築及び増改築

#### ※適用除外の建築物

- 居室を有しないこと又は高い開放性を有する(空調設備が不要)建築物(畜舎、自動車車庫 等)
- 文化財指定された建築物など
- 仮説建築物
- 10m²以下の建築物の新築、300m²以上又は10m²以下の増改築

#### 2. 対象時期

令和3年4月1日 (施行日) 以降に建築士が委託を受けた建築物の設計

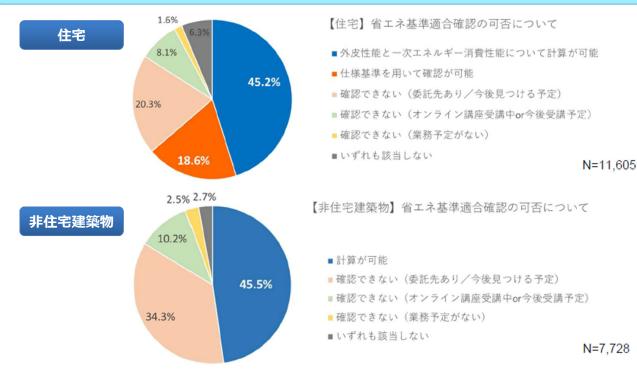
12



### 建築士の省エネ基準への習熟状況等

建築士事務所に対して、省エネ基準への習熟状況についてのアンケート調査。

計算または仕様基準により建築士自ら基準適合を確認できる割合は5~6割程度。業務委託や習熟予定等を含めると9割以上が義務化への対応準備中。



国交省資料より

調査方法:建築士事務所および住宅瑕疵担保責任保険への加入業者に対し、郵送にてアンケート実施 (令和3年2月~3月末時点、有効回答19,333件)



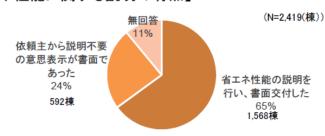
14



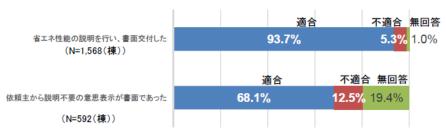
### 説明義務制度の運用状況(事業者アンケート)

- ▶ 説明義務制度の開始以降に契約した住宅のうち、約65%において建築士から省エネ住宅に関する 説明と書面交付が行われている。
- ▶ 建築主に対して説明を行い書面交付した場合、約9割が省エネ基準に適合しているが、説明不要の 意思表示書面があった場合には約7割と減少した。

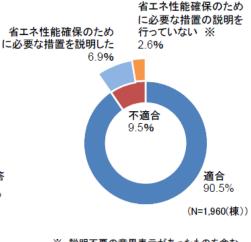
#### 【省エネ性能に関する説明の有無】



#### 【説明の有無と適合率】



#### 【不適合の場合の説明】



※ 説明不要の意思表示があったものを含む

調査方法:建築士事務所に対し、郵送にてアンケート実施(令和3年6月~9月24日時点)



### 省エネ住宅に対する消費者の声

- ▶ 建築主自身の意向で当初より省エネ基準適合又はより省エネ性能の高い住宅を建てる予定であったと回答した方は67%
- ▶ 建築士からの情報提供等の説明を受けて省エネ基準適合又はより省エネ性能の高い住宅を建てることにしたと回答した方は24%

#### →9割を超える方が省エネ基準に適合した住宅を建てることを受け入れている

カテゴリー名	回答数	%
説明を受ける前から、省エネ性能の高い住宅を建てる予定であった	616	66.9%
説明を受けたことで、省エネ性能の高い住宅を建てることにした	224	24.3%
説明を受けても省エネ性能の高い住宅を建てるには至らなかった	80	8.7%
無回答	1	0.1%
全体	921	100%

※国土交通省によるアンケート調査(令和3年7月~令和3年9月24日時点)300m²未満の一戸建て注文住宅の建築主に対して回答を依頼。

国交省資料より



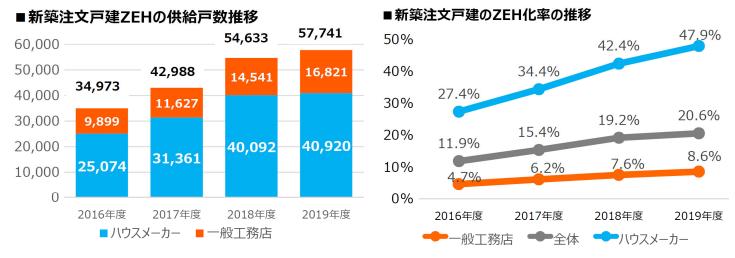
16



### より高い省エネ性能への適合率(令和元年度)

新築		省エネ基準適合率	ZEH基準レベルの省エネ性能 (BEI=0.8&強化外皮)への適合率		
住宅		81%	14%		
	大規模	68%	0%		
中規模		75%	2%		
小規模		87%	22%		
新	築	省エネ基準適合率	ZEB基準レベルの省エネ性能(用途 に応じてBEI=0.8/0.7)への適合率		
建築物		98%	26%		
	大規模	(適合義務化)	32%		
中規模		97%	21%		
	小規模	89%	3%		

※住宅・建築物のエネルギー消費性能の実態等に関する研究会とりまとめ(H30.3.30)における平成27年度基準適合率と同様の方法で算出 ※工場・倉庫を含む



- ※全国各地に営業拠点を有し、規格住宅を提供しているZEHビルダー/プランナーを「ハウスメーカー」と定義
- ※「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業調査発表会2020」資料をもとに国交省作成。

ちなみにZEHロードマップでは…

● 2020年目標

新築注文戸建住宅の過半数でZEHを実現

● 2030年目標

新築住宅の平均でZEHを実現

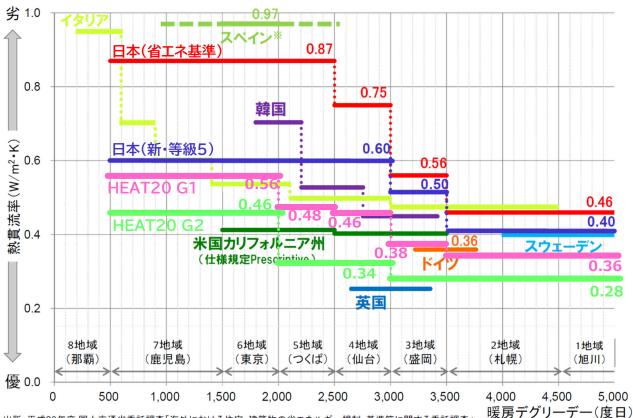
国交省資料より



18



### 住宅の外皮基準の国際比較



出所:平成26年度 国土交通省委託調査「海外における住宅・建築物の省エネルギー規制・基準等に関する委託調査」

\*各国の住宅の省エネ基準をもとに野村総合研究所が作成

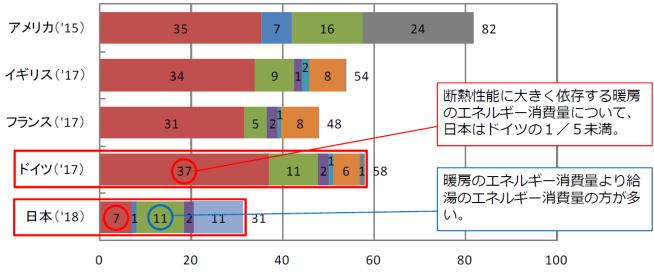
\*スペイン及びスウェーデンの基準については国土交通省にて加筆 ※マドリードにおける暖房デグリーデー(度日)を考慮して作成



### 家庭用 用途別エネルギー消費量の国際比較

日本の暖房の消費量は特に少なく、給湯の消費量が多い。他国は長時間暖房する習慣であるのに対し、日本は居室にいるときだけ暖房する間歇暖房が主流。





世帯あたりエネルギー消費量[GJ/世帯・年]

※アメリカ(その他):調理、照明、家電が含まれる

出典:各国の統計データをもとに住環境計画研究所作成

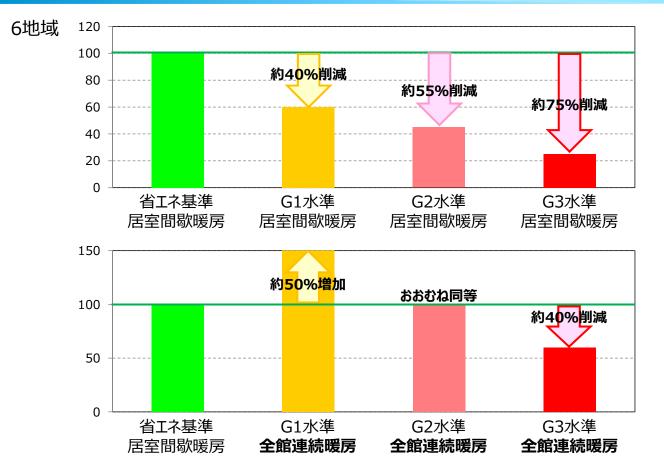
国交省資料より



20



### 各水準におけるEB(Energy Benefit)の比較



# 住宅性能表示制度の 省エネ上位等級の創設



22



### 住宅性能表示制度における基準

○ 住宅性能表示制度における温熱環境・エネルギー消費量に関する基準として、断熱等性能等級及び 一次エネルギー消費量等級をそれぞれ設定している。

<温熱環境・エネルギー消費量に関する評価基準(新築住宅)>

# 一次エネルキ・一消費量等級 一次エネルキ・一消費量等級 等級 4 【省エネ基準相当】 等級 4 【省エネ基準相当】 等級 1 【上記以外】

※1:省エネ法に基づき平成4年に定められた基準

※2:省エネ法に基づき昭和55年に定められた基準

※3:建築物省エネ法に基づく省エネルギー性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準(省エネ基準の一次エネルギー消費量から10%削減したもの)



### 住宅性能表示制度における上位等級の創設

#### 現行基準の課題

・現行の住宅性能表示制度における省工ネ性能に係る等級は、現行の省エネ基準相当等が最高等級。

<断熱等性能等級>

<一次エネルギー消費量等級>

等級	要求値※1
等級 4	<i>U<sub>A</sub></i> 値 <sup>※2</sup> ≤0.87(省工ネ基準)
等級 3	<i>U<sub>A</sub></i> 値≤1.54
等級 2	<i>U<sub>A</sub></i> 値≤1.67
等級 1	_

等級 5 BEI <sup>※3</sup> ≦0.9	
	(省エネ基準▲10%)
等級 4 BEI≦1.0 (省	江ネ基準)
等級 1	_

- ・地方公共団体等において、ZEHを上回る断熱性能の基準設定等が行われる中で、現行の住宅性能表示制度 では、ZEHやそれを上回る省エネ性能を評価することができない。

#### (参考) ZEH基準

		外皮基準(UA値)		一次エネルギー消費量 削減率		
分類・名称		地域区分				
	1 • 2	3	4~7	省エネのみ	再工ネ等含む	
ZEH	0.4以下	0.5以下	0.6以下	20%以上	100%以上	

#### 見直しの方向性

- ・ZEH水準の等級については、既に普及している基準が存在することから、当該基準を速やかに位置づける。
- ・ZEH水準を上回る等級については、今後、基準のあり方等について検討を行った上で位置づける。

国交省資料より



24



### 上位等級の新設(長期優良住宅)

#### 現行基準

- 住宅性能評価(住宅品確法)における省エネルギー対策等級は、<u>断熱等性能等級4、一次エネルギー消費量等級5が最高等級</u>と なっている。
- また、断熱等性能等級と一次エネルギー消費量等級はいずれか一方を選択し等級を取得すればよいこととされている。

#### 検討の方向性

- 高い省エネ性能の住宅を評価する上位等級を創設すべきではないか。また、断熱、一次エネそれぞれの要求水準としては、ZEH Orientedレベルの要求水準とし、 $U_A \leq 0.6(6地域(東京等))$ 、かつ、BEI $\leq 0.8$ としてはどうか。
- 一次エネルギー消費量が表示される住宅の普及を図るため、一次エネルギー消費量等級及び断熱等性能等級を必須項目として位 置付けてはどうか。

<断熱等性能等級(見直し案)>

<一次エネルギー消費量等級(見直し案)>

等級	要求值※1	
<u>等級5</u> <u>(新設)</u>	<u>U</u> ₄値 <sup>※2</sup> ≦0.60	
<u>等級4</u>	<i>U<sub>A</sub>値</i> <sup>※2</sup> ≦0.87	
等級3	<i>U<sub>A</sub></i> 値 <sup>※2</sup> ≦1.54	
等級2	<i>U<sub>A</sub>値※</i> 2≦1.67	ŀ
等級1	_	L

等級	要求値
<u>等級6</u> ( <u>新設)</u>	<u>BEI<sup>※3</sup>≦0.8</u> <u>(省エネ基準▲20%)</u>
等級5	BEI <sup>※3</sup> ≦0.9 (省エネ基準▲10%)
等級4	BEI <sup>※3</sup> ≦1.0 (省エネ基準)
等級1	_

- 6地域(東京等)の場合 外皮平均熱貫流率(住戸内外の温度差1度当たりの総熱損失量(換気による熱損失量を除く。)を外皮の面積で除した数値) 基準一次エネルギー消費量に対する設計一次エネルギー消費量の割合(その他一次エネルギー消費量を除く)



### 断熱等性能等級5及び一次エネ消費量等級6の基準案

断熱等性能等級5

(1) 外皮平均熱貫流率( $\mathsf{U}_\mathsf{A}$  [ $\mathsf{W}/(\mathsf{m}^2\cdot\mathsf{K})$ ])及び冷房期の平均日射熱取得率( $\eta_{AC}$ )の基準値

等級		地域区分							
		1 (夕張等)	2 (札幌等)	3 (盛岡等)	4 (会津若松等)	5 (水戸等)	6 (東京等)	7 (熊本等)	8 (沖縄等)
等級 5	$U_A$	0.4	0.4	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	_
子がろう	$\eta_{AC}$		_	_		3.0	2.8	2.7	6.7
等級 4	$U_A$	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	_
→ 前文 4	$\eta_{AC}$		_	_		3.0	2.8	2.7	6.7
等級3	$U_A$	0.54	0.54	1.04	1.25	1.54	1.54	1.81	_
寺板3	$\eta_{AC}$		_	_		4.0	3.8	4.0	_
等級 2	$U_A$	0.72	0.72	1.21	1.47	1.67	1.67	2.35	_
子秋之	$\eta_{AC}$	_	_	_			_	_	_

(2) 結露の発生を防止する対策に関する基準

等級	必要な措置 (○:必要 -:不要)						
子叔又	防湿層の設置	通気層の設置	構造熱橋部の断熱補強	コンクリートへの断熱材の密着			
等級5※	0	0	0	0			
等級4	0	0	0	0			
等級3	Ō			Ō			
等級 2	0	_	_	_			

※ 等級4と同じ基準とする

#### 一次エネルギー消費量等級6

一次エネルギー消費性能に関する基準(BEI)

等級	BEI
等級6	0.8以下※1
等級5	0.9以下
等級 4	1.0以下
等級3 (既存のみ)	1.1以下

一次エネルギー消費性能:BEI

 BEI
 設計一次エネルギー消費量\*\*2

 基準一次エネルギー消費量\*\*2

※1太陽光発電設備によるエネルギー消費量の削減は見込まない ※2 事務機器等/家電等エネルギー消費量(通称:「その他一次エネルギー消費量」)は除く

国交省資料より

FIBER + GLASS 旭ファイバーグラス

# 住宅の省エネ性能の 光熱費表示



26



### 住宅の省エネ性能の光熱費表示

#### ●今後のスケジュール(想定)

	令和2年度			令和3年度			令和4年度				
	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月
省工ネ法					★建築士か	      ・   	  の説明義務 <sup> </sup>  -	 化 (2021.4)			
委員会	*			員会 (2020.9	 	員会 (2021.3	3.15)				
告示					告示 (9月末)	きでの間に改定)					
光熱費 出力準備					WEBプロラベルシスラ		試行	期間			
導入準備							, デム改修(広行 : ! !提供サイトのi		・ vステム、各社 	***************************************	ム等)
表示導入									★新築マ ★新築戸	 ンション導入 建導入	、★新築賃貸 導入

#### ●今後の検討課題

- ①既存住宅の取扱いについて、新築住宅の実施状況をふまえつつ検討する。
- ②消費者からの問合せ等を踏まえ、改善の必要性にについて検討を行っていく。

FIBER - GLASS 旭ファイバーグラス



### 光熱費表示イメージ

#### ■表示の項目名と表示方法

- 住宅情報サイトでの表示方法と「建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針」の告示における要素としての名称(表示の項 目名)は、小売事業者表示制度の「目安電気料金」に準ずることとし、「目安光熱費」とする。
- 省エネルギー性能については、BELSの★マーク(第三者評価)に準じて表記する。
- 消費者が表示を実際の光熱費であると誤認をしないように注記を併記する。
- 目安光熱費の表記と合わせて、燃料別の設計二次エネルギー消費量と単価を表記する。 都市ガスとLPガスについては、設計二次エ ネルギー消費量の内数であるコージェネレーション設備の売電量に係る消費量がある場合、ラベルにカッコ書き表記する。

ラベルイメージ(詳細ページ等に掲載)





28



### 目安光熱費の計算方法

#### ■目安光熱費の計算方法

- 建築物省エネ法に基づく設計一次エネルギー消費量の算出過程で得られる設計二次エネルギー消費量に燃料単価を乗じて算出することとする。
- 住宅の省エネルギー性能を同じ条件で算出する観点から、設計二次エネルギー消費量は、国立研究開発法人建築研究所のホームページで公表されている住宅のエネルギー消費性能計算プログラム(通称:WEBプロ)を用いて計算したものに限ることとする※自己評価ラベルはWEBプロの計算結果を用いて作成することからもWEBプロを用いて計算する必要がある。
- 設備(エアコン・照明等)については以下の取扱いとする(WEBプロにおける取扱いと同様)。
  - 引渡時に付帯している場合:設置予定の設備の性能にて、エネルギー消費性能計算を行う。
  - 引渡時に付帯してない場合:標準的な設備の性能により、エネルギー消費性能計算を行う。



FIBER + GLASS 旭ファイバーグラス

30

# アクリア推奨仕様



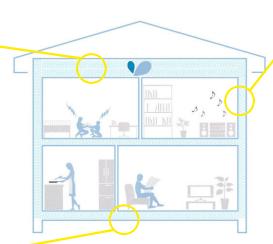




### 新・断熱等性能等級5の仕様例

#### 6地域







#### 床 (剛床)

AclearuボードピンレスS 20K 90mm (R2.5)

玄関土間	外気側	_
<b>公</b>    人	床下側	_
<b>淡</b> 安土胆	外気側	R:1.7
浴室土間	床下側	R:1.7
開口部(窓)	U値	2.33
開口部(ドア)	2.33	
外皮平均熱貫流	0.59	
平均日射熱取得	2.5	
UA值基	0.6	

FIBER + GLASS 旭ファイバーグラス

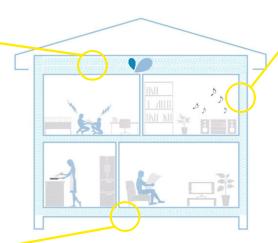
32



### HEAT20 G1 仕様例

#### 6地域







#### 床(剛床)

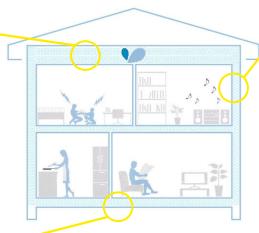
AclearuボードピンレスS 20K 90mm (R2.5)

玄関土間	外気側	_
<b>公</b>    入   入   入   入   入   入   入   入   入	床下側	_
浴室土間	外気側	R:1.7
/ 位王上  目	床下側	R:1.7
開口部(窓)	U値	2.33
開口部(ドア)	U値	2.33
外皮平均熱貫流	0.56	
平均日射熱取得	2.4	
II. 値其	0.56	

### HEAT20 G2 仕様例

#### 6地域







### 床(剛床)

Aclear Uボードピンレスlpha

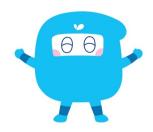
36K 105mm (R3.3)

玄関土間	外気側	_
<b>公</b>    人	床下側	_
<b>沙克</b> 土胆	外気側	R:1.7
浴室土間	床下側	R:1.7
開口部(窓)	U値	1.6
開口部(ドア)	1.6	
外皮平均熱貫流	0.46	
平均日射熱取得	1.9	
UA值基	0.46	

FIBER + GLASS 旭ファイバーグラス

34

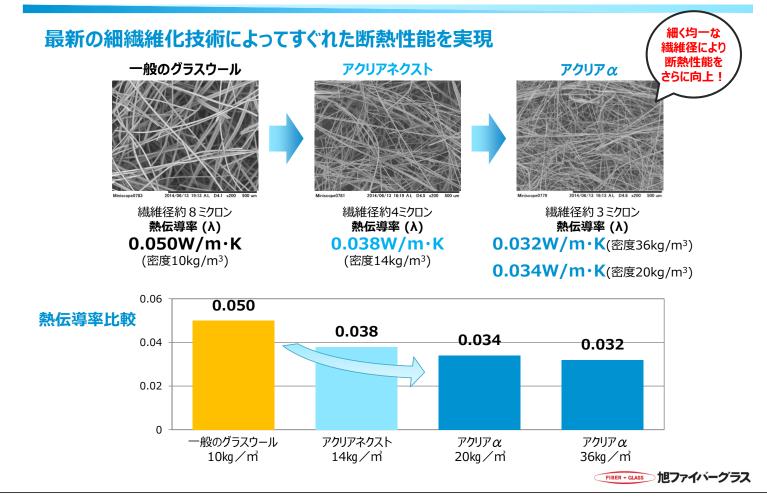
# アクリアαのご紹介



36

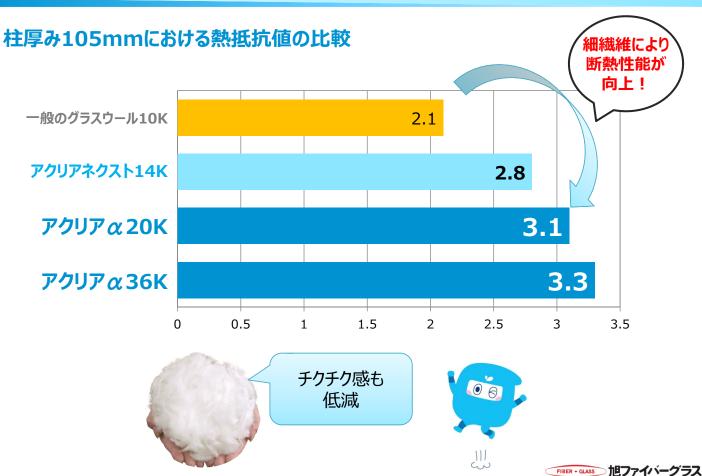


### 『アクリア』と『アクリア $\alpha$ 』





# 『アクリア』と『アクリア $\alpha$ 』

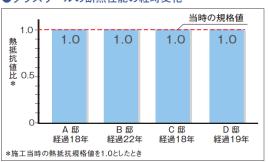




### アクリアの基本性能

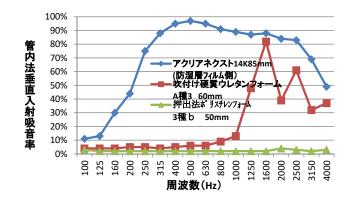
#### 長期耐久性

#### ●グラスウールの断熱性能の経時変化



硝子繊維協会資料より(※当時の商品)

#### 高い吸音性



#### 不燃性



FIBER - GLASS 旭ファイバーグラス

38

#### 安全性



グループ 1	ヒトに対して発がん性がある	アスベスト、たばこなど
グループ2A	ヒトに対して発がん性でありうる	とても熱い飲み物、レッドミート(ほ乳類の肉)など
グループ2B	ヒトに対して発がん性の可能性がある	ガソリン、ピクルスなど
グループ 3	ヒトに対して発がん性に分類されない	グラスウール(短繊維)、コーヒー、紅茶など
グループ 4	たぶんヒトに対して発がん性がない	カプロラクタム1品種のみ

※IARCモノグラフ2016年6月現在

# Safe & Clean

### アクリアウールα

#### 防湿シート別張りタイプの製品







熱伝導率 20K: 0.034  $[W/(m \cdot K)]$ 36K: 0.032  $[W/(m \cdot K)]$ 

特長



用途

壁・天井・床の断熱

仕様

ポリエチレンフィルムに包まれていない グラスウールです。

- ○高性能グラスウールです。
- ○手触りもソフト、従来のグラスウールの チクチク感がほとんどありません。





### アクリアネクストα

#### JIS A 6930同等50ミクロン厚の防湿フィルム付



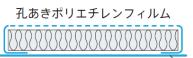








壁の断熱



防湿ポリエチレンフィルム



- ○高性能グラスウールです。
- ○高い防湿性能を有しています。(JIS A 6930同等(厚さ50µ))
- ○従来のグラスウールに比べてフィルム耳幅が広く なっており、施工性に優れています。
- ○6面パックの"フルパック仕様"です。







FIBER - GLASS 旭ファイバーグラス

40



### アクリアマットα

18ミクロン厚の防湿フィルム付 (別張り防湿シート施工を推奨)









用途

天井の断熱



特長

- ○高性能グラスウールです。
- ○従来のグラスウールに比べてフィルム耳幅が広く なっており、施工性に優れています。
- ○6面パックの"フルパック仕様"です。



#### 厚さ200mmの1層で熱抵抗値5.7m<sup>2</sup>・K/Wを実現

用途

天井の断熱



仕様

孔あきポリエチレンフィルム
防湿ポリエチレンフィルム
耳



特長

熱伝導率 20K: 0.035 [W/(m·K)] ○高性能グラスウールです。

○厚さ200mmの1層で、省エネ基準(仕様基準)1·2 地域の天井に要求される熱抵抗値5.7m<sup>2</sup>·K/Wを 達成します。



FIBER - GLASS 旭ファイバーグラス



**Acléar** 

### アクリアEブロー

吹込みタイプのアクリア。専門工事業者による安心施工

### アクリアEブロー

用途

天井、屋根、壁の吹込み用断熱材



仕様

グラスウールを小塊状に加工した吹込み (ブローイング)工法専用の断熱材です。



- ○専門工事業者による安心の断熱工事です。
- ○隙間なく、すみずみまで断熱材が施工できます。 天井の吊木や配線まわりにも確実に施工できま す。
- ○断熱材を厚く吹込んでも軽量ですので、天井への 負担が少なく済みます。
- ○既存住宅への断熱改修工事に最適です。









42



### アクリアUボードピンレスα

不織布のついた透湿性床用断熱材 受け金具は基本的に不要、剛床タイプ

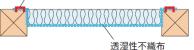




特長

- ○高性能グラスウールです。
- ○施工性に優れています。付属の不織布を大引き・土台にタッカー針などで留めます。専用の受け金具などは基本的に不要です。(2×4、間くずれした部分でご使用になる場合には、受け金具を使うことができます。)
- ○適度な弾力性があり、隙間のない断熱施工が可能です。
- ○透湿性があります。アクリアUボードピンレスは、水蒸気を通しやすい素材ですので、床合板の湿気を逃します。必ず、不織布を下に向けて施工してください。

/不織布を大引きの上にタッカー針 などで留めつけます。



FIBER・GLASS 旭ファイバーグラス

44

# ご清聴ありがとうございました



吉野石膏グループ

FIBER + GLASS

旭ファイバーグラス株式会社